

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

重要事項説明書

当施設が提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容を、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

開設者の名称	医療法人社団 敬寿会
事業所の所在地	〒411-0902 静岡県駿東郡清水町玉川183-1
電話番号	055（971）1000
代表者の職名	理事長
代表者の氏名	水谷 正昭
施設の名称	介護老人保健施設 夢の樹の郷
施設の所在地	〒411-0902 静岡県駿東郡清水町玉川183-1
電話番号	055（971）1000
介護保険事業所番号	2251380024
指定年月日	平成15年4月1日
交通の便	J R 三島駅よりタクシーで 20 分

2. 職員の定数

職種	員 数	内 訳	
管理者（医師）	1	常勤 1	非常勤
医師	2	常勤	非常勤 2
薬剤師	1	常勤	非常勤 1
支援相談員	2	常勤 2	非常勤
介護支援専門員	1	常勤 1	非常勤
看護職員	12	常勤 9	非常勤 3
介護職員	26	常勤 24	非常勤 2
理学療法士	4	常勤	非常勤 4
作業療法士	1	常勤	非常勤 1
管理栄養士	2	常勤 2	非常勤
事務職員	3	常勤 3	非常勤
管財・車輛	13	常勤 2	非常勤 11

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

3. 施設設備

定 員		100名
療養室	4人部屋	23室
	1人部屋	8室
浴 室	2階 一般浴室	24.0㎡
	機械浴室	36.0㎡
	3階 一般浴室	36.0㎡
機能訓練室		135.0㎡
食 堂	2階	125.0㎡
	3階	85.5㎡
その他の施設	診察室 2室	36.0㎡
	レクリエーションルーム	54.0㎡
	談話室	28.0㎡
	家族介護教室	36.0㎡
	サービスステーション	86.0㎡
	洗濯室	6.0㎡
	ボランティアルーム	12.0㎡

4. 短期（介護予防）入所療養介護の運営方針

短期（介護予防）入所療養介護は、要支援および要介護者の家族等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、医学的管理下における看護、介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るために提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に係わる職種の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者および扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

5. サービスの内容

- ① 短期（介護予防）入所療養介護計画の立案
- ② 食事（朝食：8時00分 昼食：12時00分 夕食：18時00分）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他

※ 上記のサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

6. 利用料金

当施設の短期(介護予防)入所療養介護の提供に際し、利用者が負担する料金は以下の通りです。

尚、介護保険適用部分（基本料金、加算分）においては、下記料金表の単位数に対して利用者本人の「負担割合証」に記載されている割合に応じたものに 10.14 円（清水町の地域区分「7 級地」のため）を乗じた額が、利用者負担となります。

又、介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額利用者負担となります。

(1) 基本料金

【介護予防料】（夜勤体制加算 24 単位、サービス提供強化加算(Ⅲ) 6 単位含む）

《多床室》

介 護 度	要支援 1	要支援 2
基本単位（日）	643 単位	804 単位
日 額 (1 割負担の場合)	652 円	815 円

《個 室》

介 護 度	要支援 1	要支援 2
基本単位（日）	609 単位	756 単位
日 額 (1 割負担の場合)	617 円	766 円

【介護保険料】（夜勤体制加算 24 単位、サービス提供強化加算(Ⅲ) 6 単位含む）

《多床室》

介 護 度	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
基本単位（日）	860 単位	910 単位	974 単位	1,027 単位	1,082 単位
日 額 (1 割負担の場合)	872 円	922 円	987 円	1,041 円	1,097 円

《個 室》

介 護 度	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
基本単位（日）	783 単位	831 単位	894 単位	948 単位	1,001 単位
日 額 (1 割負担の場合)	793 円	842 円	906 円	961 円	1,015 円

(2) 加算分（上記基本料金にご本人の利用状況、ご希望により上乗せされます）

- ① 送迎加算 184 単位（片道）
- ② 療養食加算 8 単位/食

- ③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51 単位/日
④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ

（３）その他の費用（提供時のみ）

- （a）食費（食材費+調理費用） 1,900 円/日

内訳：460 円（朝食）、720 円（昼食）、720 円（夕食）

（b）滞在費

《多床室》（光熱水費相当） 490 円/日

《個室》（室料+光熱水費相当） 2,030 円/日

※ 上記食費、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費、居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく上限となります。又、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料をご覧ください。

- （c）日用品費 190 円/日

- 品目： ☐ おしぼり 78 円/日
☐ フェイスタオル 30 円/日
☐ 個人用バスタオル 32 円/日
☐ リンスインシャンプー 4 円/日
☐ ボディシャンプー 6 円/日
☐ 洗顔石鹸 4 円/日
☐ 個人用ティッシュペーパー 10 円/日
☐ 個人用ウェットティッシュ 10 円/日
☐ 歯ブラシ 7 円/日
☐ 歯磨き粉 9 円/日

上記☒の日用品費を 希望する ・ 希望しない

- （d）レクリエーション娯楽費 200 円/日

※ レクリエーション等で使用する材料や遊具、視聴覚器具などの費用

（カラオケ、映画鑑賞、音楽鑑賞、書道、華道、茶道、ぬり絵、ちぎり絵、刺繍等）

レク娯楽費を 希望する ・ 希望しない

（４）支払い方法

毎月 12 日までに、前月分の請求書を窓口で発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

尚、お支払い方法は、窓口での現金支払い、銀行振込（振込手数料は利用者負担）、口座自動引落があります。

7. 施設利用にあたっての留意点

面 会 時 間： 8:30～20:30

外 出 ・ 外 泊： 届出による事前許可制（別途規定あり）

食品の持ち込み： 禁 止

飲料の持ち込み： 病状による施設医師判断での許可制

飲 酒 ・ 喫 煙： 禁 止

火 気 取 扱： 発火物、危険物の持ち込み禁止

設備・備品の利用： 施設管理者による許可制

備 品 の 持 込： 施設管理者による許可制

現金・貴重品： 原則として禁止

施設外での受診： 施設医師の指示により受診（無断受診不可）

ペ ッ ト 同 伴： 禁 止

そ の 他： 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 非常災害対策と業務継続計画の策定

当施設は、非常時の災害対策としてスプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、屋外滑り台階段（スロープ）等の防災設備を設置、年2回の防災（避難）訓練を行います。

又、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施できるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（1）当施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を各年2回以上実施します。

（2）当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 事故発生時の対応

短期(介護予防)入所療養の提供により事故が発生した場合は、市町村に報告するとともに、事故防止検討委員会にて検討し、再発防止に努めます。また、サービスの提供に伴い当施設の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合、当施設は利用者に対し損害を賠償するものとします。

10. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある場合、利用者の生命に危険が及ぶ場合等、緊急やむを得ない状況においては、施設判断により、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設担当者がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を、利用者及びその家族に説明、同意を得るものとし、一連の対応についても記録を残すものとします。

又、当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

（1）身体拘束廃止及び身体的拘束等の適正化のための委員会の設置 身体拘束廃止に向けた

取り組み・身体的拘束等の適正化のための対策・身体拘束解除に向けた取り組みを効果的に推進するための「身体拘束適正化委員会」を開催するとともにその結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束廃止対策担当者の配置
- (4) 身体拘束廃止及び身体的拘束等の適正化のための職員研修実施 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上、計画的かつ継続的に実施します。

11. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止について

当施設は、様々な感染症・食中毒から入所者等を守るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための委員会の設置「感染症対策委員会」を設置し、施設内に感染症や食中毒が持ち込まれることの予防、また持ち込まれたとしてもまん延しないための対策を検討するとともに、感染症・食中毒が発生・まん延した際の各種マニュアルの策定や感染症が発生しても事業を継続するための事業継続計画の策定等を行います。
- (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備 法人全体として、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため指針を整備し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (3) 感染対策担当者の配置
- (4) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修の実施 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を年2回以上計画的かつ継続的に実施します。

12. 高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止のための委員会の設置 身体拘束廃止及び身体的拘束等の適正化と併せて、「高齢者虐待防止委員会」を設置、定期的開催し、施設・事業所内の高齢者虐待や高齢者虐待に繋がるような不適切ケア防止に向けた取り組み、虐待（疑い）の早期発見及び発見した場合の通報等の仕組みづくり等を行います。
- (2) 高齢者の尊厳を傷付けるような虐待行為、それを黙視（見てみない振り）・看過する（見過ごす）行為を防止し、安全かつ適切に質の高い介護を提供するための指針を整備し、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (3) 高齢者虐待防止推進担当者の配置
- (4) 高齢者虐待防止のための研修を年2回以上計画的かつ継続的に実施します。

13. 個人情報保護

当施設では、利用者の個人情報を適正に取り扱うことは医療・介護サービスに携わるものの

重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題として取り組んでおります。

(1) 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

(2) 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの予防に努め、万が一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

(3) 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規定を明確にし、職員に周知徹底します。又、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう申請します。

(4) 個人情報保護活動の継続的な改善・推進

的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規定を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進いたします。

14. 要望及び苦情等の相談

当施設への要望や苦情などは、支援相談室が窓口になっておりますのでお気軽に相談下さい。速やかに対処致します。

(1) 苦情相談窓口

夢の樹の郷 支援相談員：

電話 055 (971) 1000

※窓口での対応以外にも受付横に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接申し出ていただく事ができます。

(2) 体制及び手順

- ① 苦情があった場合には、利用者側と連絡をとり、直接利用者宅に伺うなどして、事情を聞き、苦情内容の確認をします。
- ② 担当者は、苦情の内容を管理者へ書面にて報告します。
- ③ 管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情解決に向けた検討を行います。
- ④ 管理者は、上記検討の結果を基に、謝罪する等の具体的な対応を指示します。
- ⑤ 苦情解決結果を台帳に記録し、再発防止に役立てます。

※上記施設窓口以外に、市町村や国民健康保険連合会窓口に苦情を申立てることもできます。

清水町役場	福祉介護課	電話	055 (981) 8213
三島市役所	介護保険課	電話	055 (983) 2607
長泉町役場	長寿介護課	電話	055 (989) 5511
函南町役場	福祉課	電話	055 (979) 8126
沼津市役所	介護保険課	電話	055 (934) 4836

伊豆の国市役所 長寿介護課 電話 0558(76)8009
国民健康保険団体連合会 介護保険課【苦情専用】
電話 054(253)5590

15. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 夢の樹の郷 では、利用者の尊厳を厳守し安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用目的

- ◆ 介護サービス提供における管理や請求業務
- ◆ 緊急時、退所時等における医療機関や他の事業所等への情報提供
- ◆ 災害や事故発生時における行政、保険会社等への報告
- ◆ 介護サービス向上のためのアンケートや調査、研究
- ◆ 施設内掲示物、広報誌及びインターネットホームページ、SNS への掲載
- ◆ 職員や介護実習生等への研修や教育

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、前述 1 に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのない様、細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、生年月日（年齢）、健康状態、病歴（既往）、家庭状況、介護度などの被保険情報、事業所がサービスを提供する上での必要な利用者や家族個人に関する情報等。

ご利用者の個人情報及び肖像権使用について

介護老人保健施設 夢の樹の郷 では、四季折々の催し物を準備しております。その中でイベント風景や日常の一コマを画像等により掲示又は、SNS などを通じて発信し、皆様にお届けしたいと考えております。

つきましては、利用者の肖像権（ご本人のお顔や全体写真）及び個人情報の一部（お名前や誕生日、年齢など）を広報目的での使用をご理解いただけます様、お願い致します。

《肖像権、個人情報の広報利用》 可 ・ 条件付可（モザイク等） ・ 不可

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

利用同意書

介護老人保健施設 夢の樹の郷 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、介護老人保健施設 夢の樹の郷 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）重要事項説明書及び別紙 1「個人情報の利用目的」、別紙 2「ご利用者の肖像権使用について」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（身元引受人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印